

喜ばざるは、曾て交通労働組合成立に際して、同組合の主腦部十名の従業員を臧首したる事實に依り明かなる處なるが尙當時、臧首の理由として「輕學妄動を制止して運輸上の障害なからしめむ事を期したり」と言明せり。爾後電氣局の交通労働組合に對する態度は、終始變る處なく四月罷業の勃發と共に愈その色彩を明にし、組合根絶の爲めに積極的方法を採るに至れるが如し。

今之れに關する證左を概記するに、十一月に於る組合の要求運動に對し、平井總務部長の折衝したる時に於ても、當局は「日本交通労働組合なるもの、代表者を相手として交渉するの意を有せずして之に對したり」と稱し、所謂五箇條の要求とは没交渉なる待遇改正案作成に着手したるものなり。

十二月、岡警視總監の調停に入りし場合に在りても、岡總監は組合と直接交渉を行はず、従業員代表の名の下に之を行ひたり。此従業員代表の名稱は、電氣局の對組合交渉に際して常に用ひられし所にして、交通労働組合代表者として、表面より對應ししたる事なく、井上局長の如きは一回の面會さへ行はざりき。

組合の成立を不可能ならしめむとして試みたる十名の臧首が、何等の效を奏せず、岡總監の調停に依り僅かに事無きを得たるが如き事實は、電氣局の寧ろ意外とする處にして、之れが爲め電氣局も従業員の團結を防止するの不可能なるを覺りたり。然れ共、日本交通労働組合の名の下に、存續せしむる事を喜ばず、二月益田新電車課長の就任と共に、従業員の公選したる代表者と、局長の選任したる

職員とより成る交渉機關即ち臨時部員會設置規程なるものを發表して、従業員に説く所ありしも、彼等は「日本交通労働組合代表者の決議に服従す、各出張所より代表委員を選擧して當局と妥協するの必要なきものと認む」と決議して之を拒絶し、十名臧首者の復職を見たる時に於ても、武井、佐々木の二名は本部役員として事務多忙の故を以て、缺勤を届け出で、従業員の行動は電氣局の意思に反する點多く之を組合側より觀る時は、電氣局の對組合態度は不滿なるものにして、巢鴨怠業の如きは、原因の一部は此感情問題にありとせらる。

四 罷業の近因

△中正會成立

中西理事長を失ひたる交通労働組合は其後原田實氏を代理々専長として電氣局優遇案の修正要求に關し運動を繼續しつゝありしが、従業員の熾烈なる增收運動は寧ろ電氣局をして、其の腹中の電車賃値上案を提出すべき機會と口實を與へたる觀あり、市會に於て格別の波瀾なく、亦市民の強烈なる反對運動も起らずして電氣局の値上案は無事市會を通過するに至れり。されば電氣局は既述の如く従業員の要求運動を喜ばざりしも、其の電車賃値上案の通過のために之が便宜となりたるや明かにして、電氣局に於ても二月の怠業に際し其の處置について手心をつくしたりと觀察すべき理由なきに在らず